改 正 案

現 行

別表第二(第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定	1 直接又は他の電気通信事業者
するもの	(一の者に限る。以下同じ。)
	の網を介して第一種指定電気通
	信設備_(法第33条第2項に規定
	する第一種指定電気通信設備を
	いい、アナログ信号伝送用の電
	気通信回線設備に限る。以下同
	<u>じ。)</u> と網間信号接続(中継系
	伝送路設備を用いて接続するも
	のをいう。以下同じ。) を行う
	こと(ただし、総務大臣が特に
	認める場合を除く。)。
	$2 \sim 3$ (略)
2 第5条第2項に規定	1 直接又は他の電気通信事業者
するもの	の網を介して第一種指定電気通
	信設備と網間信号接続を行うこ
	と(ただし、総務大臣が特に認
	める場合を除く。)。
	$2 \sim 3$ (略)

別表第二(第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件	
1 第5条第1項に規定	1 法第33条第2項に規定する第	
するもの	一種指定電気通信設備 <u>(注1)</u>	
	と網間信号接続(中継系伝送路	
	設備を用いて接続するものをい	
	う。以下同じ。) を行うこと	
	(ただし、総務大臣が特に認め	
	る場合を除く。)。	
	$2\sim3$ (略)	
2 第5条第2項に規定	1 法第33条2項に規定する第一	
するもの	種指定電気通信設備と網間信号	
	接続を行うこと(ただし、総務	
	大臣が特に認める場合を除	
	<.).	
	$2\sim3$ (略)	

3 第7条に規定するも	1 (略) (注1)		
0	2 (略)		
4 (略)	(略)		
5 第9条第1項第1号	1 (略)		
に規定するもの <u>(注</u>	2 (略) <u>(注3)</u>		
2)	$3 \sim 5$ (略)		
	6 直接又は他の電気通信事業者		
	の網(当該網に係る当該電気通		
	信事業者の電気通信回線設備に		
	ついて、第9条第1項第1号に		
	規定する電気通信番号を用いて		
	電気通信役務を提供する電気通		
	信設備に適用される事業用電気		
	通信設備の自己確認が行われて		
	<u>いるものに限る。)を介して</u> 第		
	一種指定電気通信設備と網間信		
	号接続を行うこと(ただし、総		
	務大臣が特に認める場合を除		
	<.).		
	7~8 (略)		
6 第9条第1項第2号	直接又は他の電気通信事業者の網		
に規定するもの	を介して第一種指定電気通信設備		
	と網間信号接続を行うこと(ただ		
	し、総務大臣が特に認める場合を		
	除く。)。		

3 第7条に規定するも	1 (略) <u>(注2)</u>
\mathcal{O}	2 (略)
4 (略)	(略)
5 第9条第1項第1号	1 (略)
に規定するもの <u>(注</u>	2 (略) (注4)
3)_	3~5 (略)
	6 <u>法第33条第2項に規定する</u> 第 一種指定電気通信設備と網間信 号接続を行うこと(ただし、総 務大臣が特に認める場合を除 く。)。
6 第9条第1項第2号 に規定するもの	7~8 (略) 法第33条第2項に規定する第一種 指定電気通信設備と網間信号接続 を行うこと(ただし、総務大臣が 特に認める場合を除く。)。

7 第9条第1項第3号	1 (略)	7 第9条第1項第3号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者	に規定するもの	2 法第33条第2項に規定する第
	の網(当該網に係る当該電気通		一種指定電気通信設備と網間信
	信事業者の電気通信回線設備に		号接続を行うこと(ただし、総
	ついて、第9条第1項第3号に		務大臣が特に認める場合を除
	規定する電気通信番号を用いて		(人。)。
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	電気通信役務を提供する電気通		
	信設備に適用される事業用電気		
	通信設備の自己確認が行われて		
	<u>いるものに限る。)を介して</u> 第		
	一種指定電気通信設備と網間信		
	号接続を行うこと(ただし、総		
	務大臣が特に認める場合を除		
	< 。) 。		
	3 (略)		3 (略)
8 第9条第1項第4号	1 (略)	8 第9条第1項第4号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者	に規定するもの	2 法第33条第2項に規定する第
	の網(当該網に係る当該電気通		一種指定電気通信設備と網間信
	信事業者の電気通信回線設備に		 号接続を行うこと(ただし、総
			務大臣が特に認める場合を除
	規定する電気通信番号を用いて		<) ,
	電気通信役務を提供する電気通		
	信設備に適用される事業用電気		
	通信設備の自己確認が行われて		
	<u>いるものに限る。)を介して</u> 第		

	(本地声声声)又与30.44 1.4回 B.15
	一種指定電気通信設備と網間信
	号接続を行うこと(ただし、総
	務大臣が特に認める場合を除
	<.).
	3 (略)
9 第9条第1項第5号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者
	<u>の網を介して</u> 第一種指定電気通
	信設備と網間信号接続を行うこ
	と(ただし、総務大臣が特に認
	める場合を除く。)。
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者
	の網を介して第一種指定電気通
	信設備と網間信号接続を行うこ
	と。
	3 (略)
12 第10条第1項第2号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者
	の網を介して第一種指定電気通
	信設備と網間信号接続を行うこ
	٤.

	3 (略)
9 第9条第1項第5号	1 (略)
に規定するもの	2 <u>法第33条第2項に規定する</u> 第
	一種指定電気通信設備と網間信
	号接続を行うこと(ただし、総
	務大臣が特に認める場合を除
	< 。) 。
10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者
	<u>(一の者に限る。)</u> の網を介し
	て <u>法第33条第2項に規定する</u> 第
	一種指定電気通信設備と網間信
	号接続を行うこと。
	3 (略)
12 第10条第1項第2号	1 (略)
に規定するもの	2 直接又は他の電気通信事業者
	<u>(一の者に限る。)</u> の網を介し
	て <u>法第33条第2項に規定する</u> 第
	一種指定電気通信設備と網間信
	号接続を行うこと。

	3~4 (略)
13 第10条第1項第3号	$1 \sim 2$ (略)
に規定するもの	3 直接又は他の電気通信事業者
	<u>の網を介して</u> 第一種指定電気通
	信設備と網間信号接続を行うこ
	と(ただし、総務大臣が特に認
	める場合を除く。)。
14~15 (略)	(略)

(削る)

<u>注1~4</u> (略)

	3~4 (略)
13 第10条第1項第3号	$1 \sim 2$ (略)
に規定するもの	3 <u>法第33条第2項に規定する</u> 第
	一種指定電気通信設備と網間信
	号接続を行うこと(ただし、総
	務大臣が特に認める場合を除
	く。)。
14~15 (略)	(略)

注1 第一種指定電気通信設備のうち、アナログ信号伝送用の電 気通信回線に限る。以下同じ。

 $2\sim5$ (略)